

亀山市告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和5年7月5日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 41043
- 3 路線名 板屋神武線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
加太板屋字小黒見4584 番3地先から加太神武字畑 4492番5地先まで	旧	176.20	最小	3.50
			最大	6.50
	新	168.80	最小	13.90
			最大	37.60